

事務連絡
令和6年7月30日

一般社団法人
奈良県訪問看護ステーション協議会 様

近畿厚生局奈良事務所

訪問看護ステーションに係る基準等の届出状況等の報告
に係る周知依頼について

平素より社会保険医療行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、訪問看護ステーションに係る基準等を届出している訪問看護ステーションは、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第7号）等により、毎年8月1日現在の状況を地方厚生局長へ報告する必要があります。

つきましては、令和6年7月31日（水）付にて訪問看護ステーションに対し別添により連絡するとともに、当局ホームページにおいても届出様式等の掲載を行いますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

また、提出期限は令和6年8月30日（金）としておりますので、貴会員への周知等について、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

近畿厚生局奈良事務所 審査課 松田

〒630-8115

奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階

TEL : 0742-25-5520 FAX : 0742-25-5522